注　基地局においては、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、五六〇MHz以上四、一四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、四六〇MHz以上四、九四〇MHz以下を除く。

十一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

［新設］

無線局の種別		周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五四・五デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で（一）四四・三デシベル以下の値
	ウ	一二・七五GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一MHz幅で（一）三六デシベル以下の値
陸上移動局	ア	六GHz以上二〇GHz以下	任意の一MHz幅で（一）三六・八デシベル以下の値
	イ	二〇GHzを超え四〇GHz以下	任意の一MHz幅で（一）二九・八デシベル以下の値
	ウ	四〇GHzを超え使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一MHz幅で（一）一三・九デシベル以下の値

注　基地局においては、周波数帯から二五・五GHz以上三一GHz以下を除く。

［9～31　略］

［9～31　同上］